

環境大臣 西村 明宏 様

日本野鳥の会北上支部
支部長 佐々木 仁

日本野鳥の会宮古支部
支部長 関川 實

日本野鳥の会もりおか
代表 佐賀 耕太郎

公益財団法人日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一

**岩手県の「（仮称）岩手大船渡陸前高田風力発電事業」に係る事業実施想定区域
及びその周辺における
希少猛禽類や渡り鳥の生息環境の保全と累積的影響の回避軽減に関する要望書**

日頃より日本野鳥の会の自然保護活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、岩手県大船渡市と陸前高田市にまたがる氷上山周辺の地域で東急不動産株式会社（以下、事業者という）が計画している（仮称）岩手大船渡陸前高田風力発電事業（以下、当該事業という）に係る計画段階環境配慮書（以下、配慮書という）について、令和 4 年 12 月 15 日付で貴職から経済産業大臣あての意見書が、また同日付で岩手県知事から当該事業者あての知事意見が提出されました。いずれの意見も事業中止を考慮せざるを得ない厳しい内容であると理解できるものであり、私どもは意を強くいたしております。

そのような情勢ではありますが、敢えて当該事業の白紙撤回を実現するため、日本野鳥の会は事業実施想定区域（以下、計画地という）とその周辺地域（以下、当該地域という）に生息する希少猛禽類や渡り鳥の生息環境保全の観点から下記の通り要望いたしますので、当該地域の豊かな自然環境や生物多様性、地域生態系の保全のため、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

記

1. 要望内容

岩手県と宮城県にまたがる北上高地南部の太平洋沿岸部に位置する気仙地方は豊かな自然に囲まれており、様々な野鳥の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっています。具体的にはイヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類の生息地であり、オジロワシやオオワシといった希少な海ワシ類やコクガンなどの越冬地でもあります。さらに岩手県の北上高地や三陸沿岸部はガン・カモ類やハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートにもなっております。このたび事業者により当該事業に係る配慮書が公表されましたが、その計画通りに当該事業が実施されれば、当該地域における貴重な鳥類の生息環境の消失や渡り鳥の飛翔ルートの変化、または消失といった甚大な影響が生じることは避けられません。

私どもは、これらの鳥類の生息環境保全の観点に基づき、当該事業の白紙撤回を検討するよ

う、事業者に対して厳しく指導、勧告してくださることを要望いたします。また、風力発電事業を地域の自然環境に影響を与えないような形で導入するには、適切な累積的環境影響評価の実施と影響の回避、低減策の策定が必須であることから、私どもは累積的影響評価の標準化（ガイドライン作成など）を実施していただくことを強く求めます。

2. 要望の背景

岩手県と宮城県にまたがる当該地域には山林・牧野・農耕地・河川等が混在した多様で豊かな自然環境が存在し、特に沿岸部は寒流と暖流のぶつかる世界有数の漁場としても知られております。このような豊かな自然に囲まれた気仙地方には、山林や海岸沿いの至る所に一年を通して多様な野生動植物が生息しており、特に、様々な野鳥の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっています。そのために環境省は環境アセスメントデータベース（EADAS）の「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ」で岩手県の北上高地全体を注意喚起レベル A3 に指定しております。また、計画地は三陸復興国立公園に隣接しております。このような地域に大規模な風力発電施設の建設を行うと、この地域の豊かな自然環境、特に野鳥の生息環境に重大な影響を及ぼすことが強く危惧されます。

私どもは陸上でこのような風力発電事業を行う場合の最低限の条件として、環境省の環境アセスメントデータベース（EADAS）のセンシティブティマップで注意喚起メッシュが設定されている地域、国立・国定公園、県立自然公園、各種保安林、鳥獣保護区等の規制や保護指定の網を被せてある地域及びその周辺は、風力発電事業計画地から除外されるべきと考えます。

- (1) 当該地域は貴省が行っている全国鳥類繁殖分布調査において、イヌワシとクマタカの生息メッシュにあたります。イヌワシは我が国で種の保存法における国内希少野生動植物種や文化財保護法における天然記念物に指定されている希少大型猛禽類であり、令和3年8月に貴省がイヌワシの全国の維持目標を206ペアと定め、岩手県では、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画において、東北地方の維持目標の約5割に相当する29ペアの維持を目標としています。このように岩手県は全国トップクラスのイヌワシ生息地であり、その保全目標の達成は、岩手県の環境保全のみならず、種の保存及び国民全体の文化的資産の保全に不可欠です。岩手県の中でも当該地域がある北上高地はイヌワシの生息適地として日本国内に残された数少ない貴重な地域となっています。このような希少猛禽類の生息地域における風力発電施設の稼働は、施設の規模の大小にかかわらずバードストライク発生の危険性と採餌適地の消失という二つの面でこれらの希少猛禽類の定常的な生息を脅かすことに繋がります。具体的には2008年9月に当該事業計画地に近接する北上高地の釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しています。また、かつてイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山区の天峰山付近の地域では、姫神ウインドパークの稼働後にイヌワシの姿が見られなくなりました。風力発電施設の稼働後にイヌワシの生息地域が失われた事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。

すなわち希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策が確立されているとは言えません。従って過去の数多くの悲しい事例が教訓として生かされないまま当該事業計画が実行に移されるとするならば、それは当該地域に生息するイヌワシをはじめとする希少猛禽類の採餌活動や繁殖活動の阻害要因となり、さらには衝突死等の事故の要因となることが大いに懸念されます。

- (2) 日本列島はアラスカを含む東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の経路のほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な野鳥の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の生息等が観察されています。さらに近年の鳥類調査技術の飛躍的な進歩に伴い、それまでに知られていなかった渡り鳥の飛翔コースなどが次々に解明されるようになりました。実際に渡り鳥に発信機等を装着して追跡する最新のバイオロギング調査技術により、岩手県の北上高地や三陸沿岸部がガン・カモ類やハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートであることや、多くの渡り

鳥が夜間にも渡りを行っていることなどが明らかになっております。実際に、当該事業に係る配慮書に記載されている調査結果でも、大型の渡り鳥であるマガン、ヒシクイ、オオハクチョウなどの確認が記載されております。さらに当該地域には多種多様な小型鳥類の渡りも見られます。このような地域に風力発電施設が稼働することになれば、バードストライクの危険性に加えて、これらの鳥類の渡りのコースが攪乱、寸断されるといった障壁影響の発生が危惧されます。風力発電施設の稼働に伴うバードストライクの発生により、小型鳥類をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることは、これまでも世界各地で多数報告されていますし、風力発電施設の稼働に伴うコウモリ類の衝突事故であるバットストライクの頻発も報告されております。

- (3) 岩手県内陸部や三陸沿岸には環境省レッドリストで準絶滅危惧Ⅱ類に指定されているオジロワシとオオワシといった海ワシ類が冬季に少数渡来し、越冬します。北海道ではこれまでに風力発電施設でのオジロワシのバードストライクが頻発しており、これに対して環境省は2022年8月8日付で「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」を策定し公表しました。しかし当該事業に係る配慮書ではこれらの海ワシ類の生息環境の保全、特にバードストライク対策についてはほとんど考慮されておられません。

また岩手県大船渡市・陸前高田市の沿岸部を含む海域は日本有数のコクガンの越冬地でもあります。コクガンは環境省レッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類(VU)であり、国の天然記念物にも指定される希少な渡り鳥です。コクガンの主な餌はアマモなどの海草ですが、アマモの生育する場所は三陸沿岸でも限られております。従ってコクガンの生息環境の保全のためには、アマモの生育に必要なミネラルなどの栄養分を山から海に供給している多くの河川の水環境の維持が重要であり、海と山をセットにした総合的な環境保全策の実施が求められます。仮に内陸部の風力発電事業による河川の汚濁や水質変化によってアマモの生育環境に変化が生じれば、それがこの地域で越冬するコクガンの生息状況に影響を与えることが危惧されます。しかし当該事業計画の中では内陸部の水系とコクガンの生息環境を関連づける保全対策の検討は全く考慮されておられません。このままでは、海ワシ類やコクガンをはじめとする三陸沿岸における渡り鳥の生息環境を維持することが非常に困難となります。

- (4) 風力発電施設の存在により発生する影（シャドーフリッカー）や低周波騒音は近隣住民の生活環境にとどまらず、当該地域の野鳥の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。しかし配慮書ではシャドーフリッカーについては近隣の住居等に関する配慮はみられるものの、例えば「風車の影が特に夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類を含む多くの野鳥の生息にどのような影響を及ぼすか」や「低周波騒音が夜間に行動する野鳥の生息にどのような影響を及ぼすのか」というような観点での調査は全く行われておりません。また今後それらの観点に基づいて追加調査を実施するか否かについても明らかではありません。

- (5) 当該事業は大船渡市や陸前高田市の市街地に近接した急傾斜の山地の尾根筋に風力発電施設を設置するという計画になっています。しかし今回の配慮書の中では、風力発電機をどこに設置するのか、また付随する変電施設や送電網をどこにどのように設置するのかについて、いずれも「現在検討中」と記述されているに過ぎません。しかし氷上山周辺の尾根筋の樹木の大規模伐採は山の表土の流出に直結します。また両市の市街地から氷上山方面に繋がる複数の道路は現段階ではいずれも細い山道のみであり、大型車両で重機や資材を搬送するためには急勾配の山の斜面に新たに道路を開設するか、山道を拡幅、補強するなど施設の建設のためのアクセス道路を確保する作業が欠かせないはずで、従って当該計画の実施は、当該地域の自然環境の破壊につながるとともに、新たな土砂災害により周辺住民の生活環境を危険に晒す恐れが高いと考えられます。

(6) 当該事業の計画地の近隣には他の事業者による風力発電事業の計画である「(仮称)住田遠野風力発電事業」と「(仮称)住田ウインドファーム事業」が存在します。また、それ以外に近隣の北上高地南部において「(仮称)釜石広域風力発電事業」が既に稼働しているほか、周辺地域では「(仮称)釜石広域風力発電事業拡張計画」や「岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業」などの事業計画も進められております。さらに陸前高田市に隣接する宮城県気仙沼市でも「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業計画」が同一事業者により進められていますし、気仙沼市にはそれ以外に「気仙沼市民の森風力発電事業」も存在します。仮に当該事業の計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て計画通りに建設、稼働することになれば、北上高地南部において鳥類の生育環境に及ぼす累積的影響は極めて大きくなると懸念されます。例えば当該事業計画がこのまま実施されれば、北上高地の広大な地域におけるイヌワシの生息阻害や各種渡り鳥の渡りルートを遮断する恐れのあることが十分に想定されます。しかし今回の事業計画の中ではそのような累積的影響の評価に関する検討は行われておらず、他事業との累積的影響を小さくするために具体的にどのような措置が必要かという基本方針についても示されておられません。

これまでに国内の様々な風力発電事業計画に対して経済産業大臣勧告や環境大臣意見書では「累積的環境影響」の評価を事業者側に求めておられました。このこと自体は当然のことと思いますが、複数の事業者間に企業秘密の保持や競争などが存在する以上は「累積的環境影響」に係る調整を事業者に委ねることは難しい面があり、その結果どうしても「累積的環境影響」の評価がおざなりとなってしまいます。

これを解決するには県レベルの自治体が特に累積的影響評価の実施を指導することが有効と考えますが、そのためには条例に基づいて事業者に累積的影響評価の実施を義務付ける必要があります。ただし、累積的影響は都道府県を越えて影響する場合があります。複数の都道府県をまたいだ評価が必要な場合には条例では対応しきれないため、将来的には法による手当てをすることが必要です。

とはいえ、風力発電施設の導入が急速に進む現状において累積的影響評価の実施は喫緊の課題であるため、まずは早急に累積的環境影響評価に係るガイドラインの作成等を貴省により進めていただくことを強く求めます。

なお、累積的影響評価には、当該事業者のみならず、周辺で稼働中もしくは計画中の風力発電施設について、鳥類への影響とそれを運用する事業者の所有するデータが必要なため、ガイドラインにはどのような情報を共有することが必要か、その上位法の取り扱いも含めて記載すべきです。

当該事業の配慮書によれば、今回の「区域を広めに設定する」タイプの計画の進め方は環境省の定める「位置・規模の複数案」と位置付けられております。しかし、風力発電施設の設置場所が大枠しか示されず、風力発電機の基数、変電施設や送電線の位置などの具体的内容の不明な事業計画がそのまま性急に進められるとするなら、鳥類や自然環境のみならず、地域住民の生活環境保全や防災の面でも問題が生じることが強く危惧されます。今日の我が国では再生可能エネルギーの導入の必要性が喧伝されており、私ども日本野鳥の会は今後の日本のエネルギー資源として、風力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に利用する方針について基本的に賛成しております。しかし、再生可能エネルギー施設の開発事業であっても、それが自然環境を損ねては本末転倒であり、結果的には地域住民の安全で健全な日常生活を損なうことにも繋がります。

繰り返しになりますが、私どもはこれまで述べた観点に基づき、環境省として、事業者である東急不動産株式会社に対し当該地域における事業計画を中止するよう指導していただくこと、また累積的影響の回避低減に向けた具体的な取り組みを開始していただくことを強く求める次第です。

以上。